平成２６年（フ）第１６４３号
横浜市旭区東希望が丘28番地２
破産者　高橋　秀一
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０９号
横浜市神奈川区七島町７番地
破産者　小田美智代
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９９号
横浜市南区南太田２丁目16番14―401号
破産者　坪井　一夫
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１７号
神奈川県小田原市浜町４丁目１番４―1401号
破産者　伊藤　　宏
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０号
山梨県都留市小野1286番地２
破産者　吉田　正明
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第４８４号
静岡県藤枝市仮宿1124番地
破産者　木戸口孝司
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８５号
静岡県藤枝市仮宿1124番地
破産者　木戸口浩子
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１３号
静岡市葵区末広町97―２　タウンコートスエヒロ101号、住民票上の住所静岡県牧之原市勝俣999番地
破産者　本杉　一樹
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７６号
静岡県藤枝市田沼２丁目２番３号　レオパレス藤枝103号、旧住所静岡県藤枝市南駿河台４丁目15番14号　レインボーホームＡ101号
破産者　板野　直人
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３１号
名古屋市西区中小田井３丁目155番地の１　タウンコート小田井205号
破産者　阿多　　力
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０６号
名古屋市緑区桃山１丁目78番地　桃山住宅６棟304号
破産者　説田かずみ
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３号
三重県名張市緑が丘東96番地
破産者　村岡　英治
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１３２０号
京都市右京区梅ケ畑中田町１番地１、居所静岡県湖西市新居町中之郷3662―17　レオパレス浜名湖サイト102号
破産者　森下　直揮
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２２号
京都府相楽郡和束町大字南小字川口20番地の１、住民票上の住所京都府木津川市加茂町里東里33番地１
破産者　但馬　　譲
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
京都府京田辺市東西神屋68番地１　グランドール新田辺107
破産者　田中　政弘
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
京都市右京区西京極郡町109番地　ロフティ西京極208号
破産者　川島　正行
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
京都市右京区太秦下刑部町18番地８　サンバリエ太秦102号
破産者　高島　邦明
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町415番地１　メゾンドエスペランサ201
破産者　足立　友一
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
神戸市東灘区御影本町３丁目15番２号　レオパレス浜御影103号、従前の住所神戸市東灘区御影本町２丁目７番10―314号
破産者　加賀　幸二
１　決定年月日　平成27年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部